

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1カ月に ついての拘束時間の延長に関する協定書

_____と_____は、「自動車運
転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示）第4条第1項第1号た
だし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貨物自動車の運転の業務に従事する者とする。
- 2 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、起算日は毎月1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
270 時間	270 時間	270 時間	270 時間	270 時間	280 時間	280 時間	280 時間	310 時間	310 時間	310 時間	280 時間	3,400 時間

- 3 本協定の有効期間は、令和__年__月__日から令和__年__月__日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、1カ月前までに協議を行い、変更を行うものとする。

令和 年 月 日

労働者代表

Ⓜ

会 社

Ⓜ